

規制の事前評価書

法令案の名称：人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案規制の名称：人工衛星等の打上げに係る許可制度の拡充規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：内閣府宇宙戦略推進事務局評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 最近における宇宙の開発及び利用をめぐる状況に鑑み、公共の安全を確保しつつ、ロケットの打上げに関する多様な需要に対応するため、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（以下、「宇宙活動法」という）等の一部を改正する法律案において、人工衛星等の打上げに係る許可制度の拡充等を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 近年、新たなロケットの打上げ形態が出現しつつある。具体的には、主としてロケットを開発する際の試験打上げとして行われるダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げが行われつつあるが、これらは現行の宇宙活動法の規制対象外となっている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 現行法の許可対象である「人工衛星の打上げ用ロケット」を打ち上げる行為に加え、ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げ行為についても許可の対象とする。
- 現行法では、軌道等で制御される人工衛星を打ち上げる場合は事前に構造等を確認する制度となっているが、制御されない人工の物体を搭載して打ち上げる場合についても、宇宙空間の有害な汚染等を防止するため、当該物体の構造について審査し、許可を受けたもの以外のものを搭載して打上げを行ってはならないこととする。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

-

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

-

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

-

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げについて、条約上の義務である国際機関への宇宙物体登録に必要な、地球を回る軌道等に投入される物体の情報を収集することを目的として、届出のみの義務を課すことも検討した。

しかしながら、こうした新たな形態の打上げについても、ロケットの落下、衝突又は爆発により生じる被害は、人工衛星を搭載したロケットの打上げ（以下、「人工衛星等の打上げ」という）と同等であり、一度事故が起きれば、その被害は非常に甚大なものとなることが想定される（例えば、2000年代、外国において、ロケットが射場で爆発し、20名程度が死亡する事案が発生している。）。この点、ロケットの打上げを適切に実施するためには、専門的な能力が必要であり、甚大な被害の発生を防止するためには、打上げを実施する者が十分な能力を有することを担保することが必要と考えられるが、届出制では、届出を行う者の能力を事前に担保することは困難である。また、届出制では、何か問題があれば、届出後に対応することとなるが、それらの対応には一定の時間を要することが想定されるところ、時間的制約から、甚大な被害の発生を防止することが出来ない可能性があり、また、それらの被害は、多くの国民の生命、身体、財産に及ぶことが想定され、被害の回復が不可能又は非常に困難なものとなることが想定される。

このため、こうした打上げを届出において把握するだけでは、公共の安全の確保や被害者の保護を図ることができないため、人工衛星等の打上げと同様、原則禁止として許可を受けたものだけが打上げを行える制度とすることが適当と考えられる。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げについて、法的拘束力を伴わないガイドライン（手引き書等）を政府において策定し、安全の確保に係る留意事項等を明示することにより、公共の安全の確保を図ることも検討した。

しかしながら、こうした新たな形態の打上げについても、ロケットの落下、衝突又は爆発により生じる被害は、人工衛星等の打上げと同等であり、一度事故が起きれば、その被害は非常に甚大なものとなることが想定される。この点、ロケットの打上げを適切に実施するためには、専門的な能力が必要であり、甚大な被害の発生を防止するためには、打上げを実施する者が十分な能力を有することを担保することが必要と考えられるが、法的拘束力を伴わないガイドラインの策定では、打上げを実施する者の能力を事前に担保することは出来ない。また、法的拘束力を伴わないガイドラインの策定では、打上げを実施する者の能力、計画、ロケットの設計、打上げ施設の構造、設備等に問題があったとしても、その是正を求めることは困難であり、被害が発生した場合、それらの被害は、多くの国民の生命、身体、財産に及ぶことが想定され、被害の回復が不可能又は非常に困難なものとなることが想定される。

このため、法的拘束力を伴わないガイドラインの策定だけでは、公共の安全の確保や被害者の保護を図ることができないため、人工衛星等の打上げと同様、原則禁止として許可を受けたものだけが打上げを行える制度とすることが適当と考えられる。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げについても、宇宙活動法における許可制度の対象とするとともに、軌道等で制御されない人工の物体についても、打上げ前にその構造を確認することにより、それらの落下等による人の生命、身体又は財産に与える影響（人的・物的損害）や宇宙空間の有害な汚染等を防止することができる。

我が国におけるロケットの打上げに関しては、「宇宙基本計画工程表」（令和6年度改訂）（令和6年12月24日宇宙開発戦略本部決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）において、我が国のロケットの打上げ回数を2030年代前半までに官民合わせて年間30件程度確保する目標を掲げており、今後、我が国におけるロケット打上げの総数は大幅に増加することが想定される。また、現時点における目途としては、「宇宙基本計画工程表」（令和7年度改訂）（令和7年12月23日宇宙開発戦略本部決定）において、令和8年度から令和14年度までの7年間に、合計28件の人工衛星等の打上げ予定が記載されており、これらの打上げのうち一定数において、今回規制対象に追加された打上げが実施される可能性がある。例えば、同工程表においては、令和9年度にて、SBIRフェーズ3基金事業として、「民間ロケットの開発・実証」の飛行実証が明記されており、同実証において、ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げが実施される可能性がある。

今後行われる申請件数については、事後評価までに把握することとする。

【緩和・廃止】

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げを適法に実施しようとする場合、
 - － 許可申請手続に関する費用
 - － ロケットの設計、打上げ施設、ロケット打上げ計画を基準に合致させるための費用
 - － ロケット打上げ計画を実行するための体制整備等に関する費用

等が発生するが、これらは、現行法における人工衛星の打上げにおいても発生するものであり、新たに発生する費用としては限定的であると考えられる。また、これらの費用は、事業者の規模、使用するロケット、打上げ施設やその場所、打上げ計画の内容等によって異なるため、一律に定量化することは困難である。

また、制御されない人工の物体に関する構造確認に関しては、対象となる物体の大きさ、構造の複雑さ、解析精度等によって異なるものであり、一律に定量化することは困難である。

<行政費用>

- ・ 国において申請書の記載事項に関する確認等の事務負担の増加が見込まれるところ、ダミーペイロードのみを搭載したロケットや何も搭載していないロケットの打上げに関し、職員1人が申請1件あたりに要する作業日数を94日、当該打上げの申請が年間1件、行政機関の職員の人件費単価を日給21,250円（人件費は令和7年度国家公務員給与等実態調査の結果を参照し、月の勤務日数は20日を想定）と仮定すると、1年当たり $94日 \times 1件 \times 21,250円 = 約1,997,000円$ 分の行政費用が発生する。

<その他の負担>

- ・ 現時点では想定されない。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

.

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 現行宇宙活動法は、軌道投入される人工衛星の打上げを許可対象としており、人工衛星を搭載しない試験機等の打上げは、宇宙活動法の許可対象となっていない。万が一の第三者損害に係る賠償を確実にする観点から、このような打上げについても許可対象として頂きたい。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第1回) 令和6年9月26日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第2回) 令和6年10月1日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第3回) 令和6年10月24日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第4回) 令和6年10月31日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第5回) 令和6年12月17日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第6回) 令和6年12月19日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第7回) 令和7年1月20日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第8回) 令和7年1月29日
- ・ 宇宙政策委員会 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 (第9回) 令和7年12月1日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ <https://www8.cao.go.jp/space/committee/kaisai.html#minaosi>

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 本法律案附則において、法施行後3年を目処に見直すこととしており、併せて、本規制の拡充の事後評価を実施する。

<上記以外の法令案>

.